

企業誘致に係るリードジェネレーション業務委託仕様書

第1 目的

本県は、地震等の被害が少ないなどBCP（事業継続計画）面での優位性や、九州における高速道路や鉄道のクロスポイントを有し、隣県も含め航空路線や国際航路が豊富であるというロジスティック面での優位性、まじめで勤勉な県民性に支えられた実直な人材を有するなど人材供給面での優位性がある。また、企業立地に係る優遇制度については、補助金や税の減免制度、利子補給制度等を有しているほか、パーマネントスタッフ制度をはじめとした立地後のケアにも力を入れているなど、他県に負けない多くの制度を有している。これらの佐賀県の優位性について、継続的に周知活動・広報対策を行っていく必要がある。

上記を踏まえ、県の企業誘致サイト「SAGA 立地ナビ」への誘導等を行うため、コンテンツ創造及びリード創出のための導線拡充等を行い、認知度向上及びリード獲得を図ることを主たる目的とする。

第2 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

第3 委託内容等

[テーマ]

企業誘致に係るリードジェネレーション企画

[企画の方針]

地方進出を検討する企業の意思決定に影響力のある役員等対して、有益な情報を WEB で配信することにより、佐賀県への立地の優位性の認知度向上等を図り、リード（見込み顧客）情報を獲得することを目的とする。

[企画内容（想定）]

- ① 県の企業誘致サイト「SAGA 立地ナビ」からリード獲得を目的とした魅力的なホワイトペーパー 3 パターンを制作。
（3 パターンの内訳は、潜在層・顕在層・比較検討などの検討レベルに合わせた作成内容を想定）
※提案時は、3 パターンの項目案と項目の選定理由までの企画提案を想定（見積り額には実際の制作費用を含むこと）
- ② オーガニック検索（SEO）から「SAGA 立地ナビ」への流入数増加を見込め、立地の興味・関心を上げる記事コンテンツ（ブログ等）を潜在層向け・顕在層向けに各 1 パターンを制作。
※提案時は項目案と案の選定理由についての説明のみを想定（見積り額には制作費用を含むこと）
- ③ 既存 HP へのホワイトペーパーダウンロードの CTA（Call To Action）の設置場所及び CTA デザイン案の提案及びダウンロードフォームのデザイン案（EFO（Entry Form Optimization）を意識した設計）の提案。
- ④ リード獲得後の MA ツールの一般的な機能（リードセグメント／リードスコアリング／メール配信等）を活用したマーケティング方法のマニュアル作成
- ⑤ 獲得リードに対する配信メール案を 2 パターン提案
※提案時は、2 パターンの方向性と配信タイミングまでの企画提案を想定（見積り額には制作費用を含むこと）
- ⑥ 次年度以降のホワイトペーパー・ブログ等コンテンツ・配信メールの制作方針設計
※提案時は、内容の方向性や配信頻度など運用設計の方針の企画提案を想定
- ⑦ ホワイトペーパー制作及びブログ等コンテンツ制作及び配信メールの一部を内製化可能とするための制作方針マニュアルまたはレクチャー等

(1) 実施体制の構築・管理

県と協議の上、事業が計画的かつ効果的に推進されるため、事業全体の進捗管理を行う。

- ① 過去マーケティング企画・実施に携わっていた経歴を持つ統括責任者を1名配置すること。
- ② 月2回程度の打合せ、進捗報告を行うこと。
- ③ 業務実施スケジュール、進行管理マニュアル等の作成・管理・調整をすること。
- ④ 業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ⑤ 必要に応じて専門人材（プランナーやクリエイターなど）を活用すること。

(2) 企画立案

プロポーザルにおいて提案した企画書をもとに、県と協議を行い、実施合意に向けた企画立案を行う。

なお、企画立案は、1件とし、時期については佐賀県と受託者の双方で協議し定めることとする。

(3) 実施プラン作成及び実施

受託者のプロジェクト企画立案に従って実施合意に至った案件について、県と協議の上、企画具現化に向けた実施プランを策定し、そのプランに基づき実施する。

プロモーションの実施時期は、令和8年（2026年）3月14日までとする。

(4) 企画・実施

企画・実施に係る事項を達成するため計画的に履行すること

なお、受託業者が他企業・団体等と連携して本業務に関連する独自のプロモーション等を行うことは認める。

(5) 獲得リードの分析

マーケティング効果等を測定するため、リード等の分析を実施すること

第4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月14日まで

第5 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、指定する部数ずつ納入期限までに納めるものとする。

なお、成果物の帰属は、委託契約書による。

- (1) 実績報告書・・・1部
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他県と決定委託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

第6 履行場所

佐賀県産業労働部企業立地課が指定した場所

第7 知的財産権等

知的財産権等については、委託契約書による。

第8 留意事項

本業務に係る委託業務を遂行する際には、次の点に留意すること。

- (1) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守するものとする。
- (2) プロジェクトを実施するにあたって必要となる費用（媒体、事務用品等の調達、通信費、機材等）については、全て受託者の負担とすること。
- (3) 本業務によって作成された成果物及び資料と、業務の遂行にあたって必要となる打合せ等において使用する言語として、日本語を採用すること。
- (4) 本業務によって作成された成果物またはその仕様に関する保障事項、成果物の知的財産権等に関する事項、賠償関係、免責事項については、委託契約書によるものとする。
- (5) その他、本業務を実施するうえで新たに発生した事項については、県と受託者が十分な協議の上で対応するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者で協議の上、変更することができるものとする。